

引越しシーズン 市役所の日曜窓口を開設します

開設日 3月31日・4月7日の日曜日
時間 午前8時30分～午後5時

窓口と業務内容

- ▷子育て支援課…**児童手当**（認定請求書／受給事由消滅届／異動連絡票の交付）
 - ▷福祉課…**福祉医療**（受給者証交付申請書／受給資格喪失届／受給者証の交付）※子どもの福祉医療は子育て支援課で受け付けます。
 - ▷高齢介護課…**介護保険**（転入・転出に伴う資格取得・喪失届／高額介護サービス費の申請など）
 - ▷市民課…**国民健康保険・後期高齢者医療保険**（転入・離職などに伴う資格取得／転出・就職などに伴う資格喪失手続き／保険証の交付／保険料の納付相談／高額医療費の申請など）、**国民年金**（加入・喪失・免除手続きなど）
 - ▷水道課…**上下水道**（使用者・所有者変更届）
- ※市民課住民係での日曜窓口業務は、年間を通して行っています（年末年始を除く）。

▷電気の使用開始・廃止手続きもお忘れなく
3月・4月は電話が混雑します。早朝・深夜でも申し込みができるインターネット窓口が便利です。

中部電力 お引越し

検索

東濃西部送水幹線が完成 緊急時に水道の融通が可能になります

岐阜県営水道が災害に強いインフラ整備として進めていた、東濃地域と可茂地域をつなぐ「東濃西部送水幹線（緊急時連絡管）」が完成し、平成25年度から運用を開始します。

水道課では今後も、生活に欠かせない水の安定供給に向けた事業を進めていきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

東濃西部送水幹線（緊急時連絡管）

東濃地域と可茂地域の約30kmを耐震形の水道管でつなぎ、事故・災害などの緊急時には、不足した水道水を相互に融通（1日約2万トンの水道水）することができます。

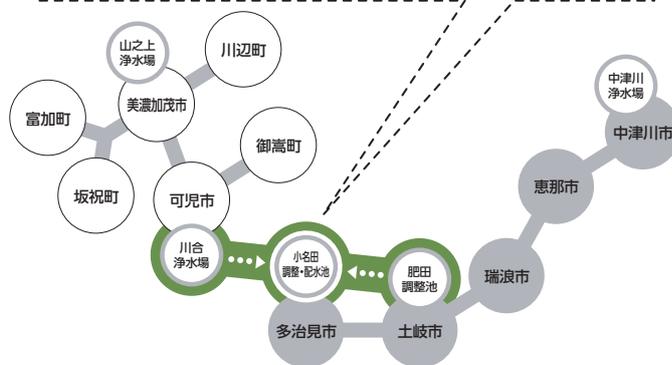


図 水道課管理係（内線125）

児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童（18歳に達した年度末まで）を養育している家庭（ひとり親家庭）などを対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額（平成25年3月現在）

▷児童1人の場合…41,430円～9,780円
（全国消費者物価指数の実績値に伴い、額の変更があります）

▷第2子加算…5,000円

▷第3子以降の加算…児童1人につき3,000円

※請求者本人と同居の親族（扶養義務者）の所得により支給額を決定します（所得限度額を超えると手当は支給されません）。

※毎年8月に「現況届」を受け付け、支給額を見直します。

（注意）手当の一部支給停止措置について

お子さんが8歳以上、かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。ただし、就職や就職活動などを行っている、または、働くことができない理由がある場合は、届け出により減額されません。

支給方法

原則、年3回（4月・8月・12月）、前月までの4カ月分を指定した金融機関の口座へ振り込みます。

請求方法

申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。請求する方の事情により必要書類が異なりますので、子育て支援課で確認してください。

なお、申請は必ずご本人がお出掛けください。

請求できない方

- ▷公的年金などを受給している方
- ▷事実上婚姻関係と同様の事情にある方など

図 子育て支援課家庭児童係（内線154）